

◎戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案新旧対照表

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）（抄）（附則第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 基金は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。</p> <p>三 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。</p> <p>四 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第 号）第三条第一項の特別給付金の支給を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと。</p> <p>六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 基金は、前項に掲げる業務のほか、第二十条第二項に規定する慰労の事務及び第三十一条第一項に規定する審査等の事務を行う。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 基金は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。</p> <p>三 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと。</p> <p>五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 基金は、前項に掲げる業務のほか、第二十条第二項に規定する慰労の事務及び第三十一条第一項に規定する審査等の事務を行う。</p>

附則

附則

(資本金の取崩し等)

第七条 基金は、第十三条第一項第四号又は第五号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができず。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかつたものとし、基金は、その額により資本金を減少するものとする。

(資本金の取崩し等)

第七条 基金は、第十三条第一項第四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかつたものとし、基金は、その額により資本金を減少するものとする。

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は公布の日から、附則第二条の二の規定は平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日から施行する。</p> <p>（特別給付金の支給に関する業務以外の業務の基金の解散前における終了等）</p> <p>第二条の二 基金は、附則第一条ただし書の政令で定める日から基金の解散の日の前日までの間においては、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第一条、第四条及び第十三条の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第二項に規定する業務を行わないものとする。</p> <p>2 基金の財産で主として前項に規定する業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、前条第一項の規定にかかわらず、</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>〔新設〕</p>

附則第一条ただし書の政令で定める日に国が承継し、一般会計に帰属する。